

## Ⅱ 補助金関係

### 1 起業支援金（あおもり移住支援事業）

東京圏から移住し、地域課題の解決を目的として新たに起業する方に対し、起業に必要な経費の一部を補助します。

- (1) 対象者 以下の①から③の全ての要件を満たす者  
①住民票を移す直前に、連続して5年以上東京23区に在住していた者又は東京23区へ通勤していた者  
②県の移住支援金事業が開始されてから青森県に転入した者  
③移住地等で起業した者
- (2) 対象事業 地域活性化関連・まちづくりの推進・過疎地域等活性化関連・買物弱者支援・地域交通支援・社会教育関連・子育て支援・環境関連・社会福祉関連分野等において、「社会性」「事業性」「必要性」を満たす起業
- (3) 対象経費 新たに起業する者が起業に要する経費
- (4) 補助率等 1/2（上限200万円）
- (5) その他 対象者、対象事業、対象経費等の詳細については、地域産業課ホームページをご確認ください。（平成31年4月以降に公開予定）

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ  
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

### 2 青森県先進・高度技術人財育成事業費補助金

食分野又は成長分野産業における事業展開や取引の拡大等を図るため、県外で実施される研修、先進企業等に従業員を派遣等して行う研修及びeラーニングを活用した研修の受講に要する費用や先進企業等から講師を招いて自社で開催する研修の実施に要する経費の一部を補助します。

- (1) 対象者 県内に事業所を有する企業
- (2) 対象事業 以下の全てを満たす事業  
① 食分野又は成長分野産業への事業展開やその取引拡大に向けた人材育成を目的として受講するもの。  
② 食分野又は成長分野産業の専門的な知識及び技術を習得するもの。  
③ 受講により習得した知識及び技術の活用を計画しているもの。  
④ 2020年2月29日までに受講が終了し、かつ補助対象者に対し従業員等から研修内容に係る報告等がなされるもの。
- (3) 対象経費 旅費、受講料、講師謝金、講師旅費、教材費、従業員の人件費※、その他必要と認められる経費  
※1ヶ月以上の長期研修に職員を派遣するため代替職員を雇用した場合、当該代替職員の人件費
- (4) 補助率等 補助対象経費の実支出額の10分の8に相当する額又は500千円のいずれか低い額

【担当窓口】 県商工労働部 産業立地推進課 産業人材グループ  
TEL 017-734-9386 FAX 017-734-8109

### 3 プロフェッショナル人材確保支援事業費補助金

プロフェッショナル人材(※1)の採用に係る人材紹介手数料の一部を補助します。

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 対象事業   | 企業等の成長に必要な人材の確保に向けて、青森県プロフェッショナル人材戦略拠点(※2)に相談した後、取り繋ぎされた人材紹介事業者からプロフェッショナル人材の紹介を受けることにより、正式雇用契約に基づき当該人材を受け入れる事業 |
| (2) 対象企業等  | 県内に事業所を有する民間企業(但し、資本金3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人)、企業組合、協業組合、事業協同組合、農事組合法人及び第三セクター                       |
| (3) 対象経費   | 人材紹介事業者に支払う紹介手数料  |
| (4) 補助対象期間 | 雇用開始日から2020年2月29日までの最大6ヶ月   |
| (5) 補助率    | 2分の1以内  |
| (6) 補助限度額  | 50万円(県外から県内への住民票の異動が伴う場合)<br>25万円( " " 伴わない場合)  |
| (7) 補助対象人数 | 1社につき2人まで   |

#### (※1) プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業等の成長戦略を具現化していく人材

#### (※2) 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点

県内企業の活性化を図るため、首都圏等に多く存在するプロフェッショナル人材の活用による企業の経営革新の実現を促す(一般社団法人青森県工業会内)

【担当窓口】 県商工労働部 産業立地推進課 産業人材グループ  
TEL 017-734-9386 FAX 017-734-8109

## 4 青森県産業立地促進費補助金

本県産業の振興と県民の雇用機会の拡大を図るため、誘致企業等が工場等の新設又は増設を行う場合に、建物等の取得に要する経費の一部を補助します。

### (1) 対象者

#### 【1】 県の誘致企業

【2】 県内企業（地域経済牽引事業計画の承認を受けた者※又は金矢工業団地もしくは青森中核工業団地に立地する者に限る）

#### 【3】 上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業

※対象となる地域経済牽引事業計画

青森県地域未来投資促進基本計画、青森県八戸圏域基本計画、弘前地域ライフ関連産業投資促進基本計画

### (2) 対象業種

製造業（成長ものづくり関連業種又は農林水産関連業種）、医療・健康福祉関連業種及び農商工連携関連業種、物流関連業種（新設の場合に限る）

### (3) 対象経費

【1】 土地の取得経費（金矢工業団地に限る）

【2】 建物・機械設備の取得（新設の場合はリースを含む）経費

### (4) 補助要件、補助率及び補助限度額

#### 【1】 新設（土地の取得又はリースが必要）

① 設備投資額 1 億円以上、雇用増 10 人以上 補助対象経費の 5%（上限 3 億円）

② 設備投資額 3 億円以上、雇用増 20 人以上 補助対象経費の 10%（上限 3 億円）

※上記は標準的な要件等です。投資場所、設備投資額、雇用人数等により、補助率及び補助限度額の特例があります。

#### 【2】 増設

① 設備投資額 2 億円以上、雇用増 5 人以上 補助対象経費の 5%（上限 5 千万円）

② 設備投資額 4 億円以上、雇用増 10 人以上 補助対象経費の 10%（上限 1 億円）

※ただし、1 企業 1 回限りとします。

【担当窓口】 県商工労働部 産業立地推進課 立地支援グループ

TEL 017-734-9380 （県内企業担当）

”

立地推進グループ

TEL 017-734-9381 （誘致企業担当）

## 5 医工連携推進事業費補助金

県内企業による医療周辺機器等の試作開発に向けた共同研究やマーケティング活動等の取組に対して補助します。

(1) 対象事業 新規性の高い医療福祉関連機器等の商品・試作品開発に向けた取組（基礎調査）、自社で開発・製造した商品や試作品の顧客ニーズ等に基づく改良

(2) 対象者 県内に事業所を有する中小企業者等（大学等専門機関連携が条件）

(3) 対象経費 専門家謝金、専門家旅費、試作実験費、マーケティング等調査費、分析測定費  
コンサルタント委託費等に係る経費

(4) 補助率等 補助対象経費の 1 / 2 相当額又は 1 0 0 万円のいずれか低い額

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ

TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

## 6 弘前大学COI二次参画企業社会実装実証事業

弘前大学COIの推進に向け、COI参画企業が開発したコア技術を県内企業（二次参画企業）が取り込み、活用することで、新たな産業創造の実現を目指すために実証委託を行います。

- (1) 対象者 弘前大学COI参画企業1社以上を含む企業、大学等の複数の事業主体による実施体制を有し、県内に事業所を有する企業等（弘前大学COI参画企業との連携による提案を基本とします）
- (2) 対象経費
  - ① 人件費（調査員・研究員等の労務費）
  - ② 事業費（旅費・会議費・謝金・借料・外注費・印刷製本費・消耗品費・賃金・通信運搬費・情報収集費）
  - ③ 一般管理費（①と②の合計額の10%以内）
- (3) 総額 委託料550万円（採択件数1件～2件）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-811

## 7 ライフ系プロダクト海外展開促進事業費補助金

県内企業が開発・販売する本県特有の機能性素材を活用した化粧品・健康食品等のライフ系プロダクトについて、海外展開に係る経費を補助します。

- (1) 対象事業 本県の優位性を生かしたライフ系プロダクトの海外販路の獲得のために行う、対象国の薬事関連法等を踏まえた輸出可否の確認、既存商品の改良、販売促進及びマーケティング調査等
- (2) 対象者 県内に事業所を有する中小企業者等
- (3) 対象経費
  - ① 専門家謝金
  - ② 専門家旅費、職員旅費
  - ③ マーケティング調査費、コンサルタント委託費（輸出支援、海外薬事対応）等海外展開に係る経費
- (4) 補助率等 補助対象経費の1/2相当額又は100万円のいずれか低い額

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

## 8 2025年問題に向けた課題解決型ヘルスケアサービス創出実証事業

介護需要や在宅医療費が増大する、いわゆる「2025年問題」を視野に入れた在宅医療支援、介護支援サービス等に貢献できるようなヘルスケアサービスビジネスモデル開発について、産学連携による実証委託を行います。

- (1) 対象者 県内に拠点を有する中小企業者等と大学等によるコンソーシアム（連合体）
- (2) 対象経費
  - ① 人件費（調査員・研究員等の労務費）
  - ② 事業費（旅費・会議費・謝金・借料・外注費・印刷製本費・消耗品費・賃金・通信運搬費・情報収集費）
  - ③ 一般管理費（①と②の合計額の10%以内）
- (3) 総額 委託料550万円（採択件数1件～2件）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ  
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

## 9 移住支援金（あおもり移住支援事業）

東京23区から本県に移住した者が、県の「あおもりJ o b」に掲載されている中小企業等の求人に就業した場合、または創業・起業をした場合に最大100万円を国、県、市町村が連携して支援します。

(1) 対象者 以下の①から③の全ての要件を満たす者

- ① 住民票を移す直前に、連続して5年以上東京23区に在住していた者又は東京23区へ通勤していた者
- ② 平成31年4月1日以降に青森県に転入し、移住支援金申請時に転入後3か月以上1年以内である者
- ③ 移住地等で中小企業等に就業又は起業した者

(2) 支援金額

- ・ 単身での移住の場合：最大 60万円
- ・ 世帯での移住の場合：最大100万円

(3) 支援金の申請・支給窓口

住民票提出市町村（制度実施市町村）

※蓬田村、大間町、風間浦村は、平成31年度実施しない予定です。

※青森市は創業・起業をした移住者のみ、対象予定です。

(4) その他

- ・ 移住して創業・起業した場合は、移住支援金最大100万円のほかに、起業支援金が最大200万円支給されます。起業支援金制度も併せてご確認ください。
- ・ 詳細については、労政・能力開発課ホームページをご確認ください。

【担当窓口】 ・ 県商工労働部 労政・能力開発課 就業支援グループ

TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

E-mail [roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp](mailto:roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp)

・ 「あおもりU I J ターン就職支援サイト（あおもりJ o b）」

<https://aomori-job.jp/>

## 10 青森県UIJターン還流促進交通費助成（攻めのUIJターン就職推進事業）

県外在住大学生等が県内企業の面談やインターンシップ等に参加する際の交通費や、同様に県内企業が県外在住大学生等を受入れる際に負担する交通費等の一部を助成します。

**あおもりUIJターン交通費**で検索してください。

- (1) 対象者 県外大学生等及び転職希望者であって、県内での就職活動等のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する者
- (2) 対象経費 県外大学生等及び転職希望者が、以下のいずれかに該当する活動のために県外の住所地と県内の目的地の間を移動するのに要した交通費及び宿泊費。
- ①県内企業が県内で開催する就職に係る企業説明会に参加する場合
  - ②県内企業が県内で実施する採用試験又は面接を受ける場合
  - ③県内企業が県内で実施するインターンシップに参加する場合
- ※上記①及び②は対象者1人につき年度内1回、③は1人につき年度内2回まで申請可能とします。または、対象者1人につき年度内①又は②を1回、③を1回の合計2回までを申請可能とします。
- (3) 助成金の額 交通費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は17,000円、宿泊費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は5,000円のいずれか低い額以内の額とします。（なお、宿泊費については、青森県内に実家がないIターン者のみ対象）

### 【担当窓口】

- ・ 県商工労働部 労政・能力開発課 就業支援グループ  
TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117
- ・ 「あおもりUIJターン就職支援センター」  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7階（青森県東京事務所内）  
TEL : 03-3238-9990、FAX : 03-5212-9114、E-mail a-careercenter@pref.aomori.lg.jp  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/a-tokyo/aomoriuta-nnsyuushokusiennsennta-00.html>

## 11 青森県建設産業新分野進出チャレンジ企業支援

新規に新分野事業の進出に取り組む意欲がある企業を支援することを目的として、アドバイザーによるアドバイスを受けながら事業の改善を目指す場合に、その取組に要する経費の一部を補助します。

- (1) 対象者 青森県内に主たる営業所を有する建設許可業者等  
 (2) 対象事業 支援対象事業者から申請のあった事業計画から県が適当であると判断したアドバイザーによるアドバイス等を受け、新分野事業への進出を目的とした改善を行う事業  
 (3) 対象経費

経費区分	内 容
外部講師・専門家等依頼費	・外部講師・専門家等への謝礼及び旅費
調査研究費	・当該事業遂行に必要な調査等を委託する際に支払われる経費 ・原材料、試作品等の成分、性能、精度等の科学的評価を外部専門機関に依頼する経費
販売促進費	・事業を市場化する上で必要なユーザーニーズ調査等を行うための経費、データ等を購入する費用 ・試作品等を展示会等に出展するために支払われる経費
その他試行的実施費	・試行的に事業を行うための材料費、外注費等の費用 ・試作品の製作に係る原材料の購入経費 ・産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）の特許庁への申請（出願、審査請求、登録）に係る費用、又は実施権、使用権取得に係る経費
借料（リース料、レンタル料）	・機械工具、車両、事務器機等のリース料、レンタル料
調査研究に直接必要な諸経費	・会議開催費（会場使用料及び茶菓代に限る。） ・印刷製本費・図書等の購入費 ・通信、郵便、電話料 ・振込手数料 ・関係機関打ち合わせ旅費

- (4) 補助率等 補助対象経費の合計額の1/3に相当する額又は100万円のいずれか低い額以内の額

【担当窓口】 県土整備部 監理課 建設業振興グループ  
 TEL 017-734-9706

## 12 青森県建設新技術等開発活用支援

建設新技術等※開発活用の初期段階において必要となる、技術的実現可能性、需要予測、開発コスト、開発スケジュール等に係る調査に要する経費の一部を補助します。

※建設新技術等…従来技術より活用効果の高い建設工事に関連する工法、材料、製品、自社独自の業務支援ソフトウェア並びに生産性を向上させるための所有技術等改良アイデア等。

- (1) 対象者 青森県内に本店を置く建設業者又は建設関連業者
- (2) 対象事業 建設新技術等開発活用の初期段階において必要となる、技術的実現可能性、需要予測、開発コスト、開発スケジュール等に係る調査を実施する事業
- (3) 対象経費

経費区分	内 容
外部講師等報償費	技術的実現可能性等に係るアドバイスを行う外部の講師・専門家等への謝金
外部講師等旅費	技術的実現可能性等に係るアドバイスを行う外部の講師・専門家等の旅行に要する経費
研修調査費	社外研修への参加、市場調査等に係る旅行に要する経費
調査研究費	当該事業遂行に必要な調査等を委託する際に支払われる経費

- (4) 補助率等 補助対象経費の合計額の1/3に相当する額又は30万円のいずれか低い額以内の額

【担当窓口】 県国土整備部 監理課 建設業振興グループ  
TEL 017-734-9706

## 13 観光コンテンツパワーアップ推進事業（補助金）

観光コンテンツの質的・量的な充実を図るため、観光コンテンツのパワーアップや旅行商品のメニュー創出に取り組む団体やグループ等に対し補助金を交付します。

- (1) 対象事業 青森県内において実施する次のいずれかに該当する事業（単発のイベントや物産等商品開発のみの事業は除く。）
  - ① 観光コンテンツの協働（コラボレーション）や磨き上げ等により、観光コンテンツの質的向上に取り組む事業
  - ② 誘客に有効なメニューの創出等により、観光コンテンツの開発に取り組む事業
- (2) 対象者 任意の地域活動団体、観光関係団体、商工関係団体、NPO法人及びこれらに類する組織団体とし、個人や単独の企業、市町村を除く。
- (3) 対象経費 会場費、講師謝金、印刷・広告・宣伝費、通信・運搬費、消耗品費、旅費、その他補助事業の実施に必要な経費であると知事が認めるもの（人件費などの経常的な運営費や懇親会等の経費を除く。）
- (4) 補助金額 上記経費の合計額から参加料収入や売上金等の事業収入を差し引いた額の2分の1以内
- (5) 補助限度額 50万円
- (6) 募集期間 検討中

【担当窓口】 県観光国際戦略局 観光企画課 まるごとあおもり情報発信グループ  
TEL 017-734-9389 FAX 017-734-8121



## 14 青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金

県内中小企業等による輸出などの海外への事業進出を推進するため、県内中小企業等が海外での販路開拓や販路拡大に取り組むために要する経費の一部を助成する。

- (1) 対象企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの。
- (2) 対象経費 ① 海外見本市・商談会への出展に係る経費  
② 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品 PR 映像作成に係る経費  
③ 海外向け商品パッケージデザイン作成に係る経費  
④ 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請に係る経費  
⑤ 海外向けインターネットショップ出店に係る経費
- (3) 助成率等 補助対象経費の合計額の 2 分の 1 に相当する額又は 500 千円のいずれか低い額以内の額。なお、1 社に対して 1 年度に補助できる金額の上限は 500 千円。
- (4) 募集時期 通年（ただし予算の範囲内）
- (5) その他 対象経費の助成には、これまでの補助金交付実績等の諸条件があります。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ  
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

## 15 2.1 あおもり未来チャレンジ助成金

本県の産業振興と地域活性化を促進するため、創業者又は中小企業者等が行う経営革新等の事業に対し助成金を交付します。

- (1) 対象事業 創業又は経営の革新を行うために必要なものであって、新商品・新技術・新役務の開発及び販路開拓を行う事業
- (2) 対象者 ・ 県内において創業する者又は県内に事業所を有し経営の革新を行おうとする中小企業者  
・ 中小企業者以外で、経営の革新を行おうとする県内の NPO 法人、農事組合法人等
- (3) 対象経費 助成事業を実施するために必要な以下の経費  
・ 原材料費、外注加工費、研究開発費、委託費  
・ 講師又は外部専門家に対する謝金・旅費  
・ 会議費、印刷製本費、通信運搬費、調査費等
- (4) 助成率等 ・ 助成率 1 / 2 以内  
(県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に関する事業の場合は 2 / 3 以内)  
・ 限度額 300 万円
- (5) 募集時期 11 月～12 月を予定
- (6) その他 ・ 提出いただいた事業計画書に基づき、必要に応じて実地調査を実施。  
・ 応募者は必要に応じて審査会に出席し事業計画についてのプレゼンテーションを行い、審査を経て採択となります。

【担当窓口】 公益財団法人 2.1 あおもり産業総合支援センター 総合支援課  
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

## 16 青森県戦略的ものづくり先進技術事業化支援助成金

低炭素社会づくりに貢献する技術開発を促進し、国内外から外貨を獲得することができる技術・製品を開発、省エネルギーに関する新たな技術開発に取り組む事業に対して助成金を交付します。

- (1) 対象者 県内に本社・事業所を有する中小企業
- (2) 対象経費 助成事業を実施するために必要な以下の経費
- ・ 講師又は外部専門家に対する謝金、旅費
  - ・ 会議費、会場借上費、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査費、集計・分析費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、職員旅費、受講料、消耗品費、機器借上料、借損料、雑役務費等
  - ・ 原材料費、機械装置・工具器具備品費、外注加工費、試作開発費、委託費
  - ・ 知的財産取得経費、技術指導受入費
- (3) 助成率等
- ・ 事業化支援枠  
助成率 2/3以内  
限度額 2,000万円
  - ・ 産学官金連携枠  
助成率 2/3以内（大企業の場合は1/3以内）  
限度額 3,000万円
- (5) 募集時期 11月以降を予定
- (6) その他
- ・ 提出いただいた事業計画書に基づいて事前調査を実施します。
  - ・ 応募者は審査会に出席し事業計画についてのプレゼンテーションを行い、審査を経て採択となります。

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 総合支援課  
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514

## 17 ビジネスサポート販路開拓補助金

販路開拓・取引拡大に要する経費について、その一部を補助します。

- (1) 対象者 県内中小企業者
- (2) 補助金額 1回当たり最大50万円（ただし、経費区分ごとに上限額があります）
- (3) 公募 年2回
- (4) 応募回数 年1回、平成26年度から通算し、1社あたりの応募回数は2回まで
- (5) 補助対象経費

経費区分	内 容	補助対象経費	補助率	上限額
展示会等出展経費	国内展示会等に参加する経費を補助するもの。	小間料、小間装飾料、旅費、材料費、印刷費、使用料及び賃借料、運搬費	1/2以内	30万円
ホームページ作成経費	国内での販路開拓、取引拡大を図るため、ホームページを作成、更新するための経費を補助するもの。	委託料	1/2以内	10万円
首都圏等への新規営業拠点設置、運営経費	首都圏等に新規営業拠点を設置するために要する経費を補助するもの。	使用料及び賃借料	1/2以内	40万円

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 取引推進課  
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514